

(参考) 漁協の販売事業における取組事例

- 漁協が小売業者との直接取引、産地市場の統合による価格形成の向上、ブランド化による高付加価値化等に取り組む事例が見られる。

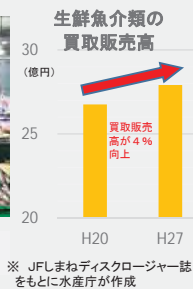
<事例①: 直接取引(JFLまね)>

JFLまねは、①JFLまねが指定した漁船による水揚げを、魚種やサイズに関わらずイオンが全量買い取り(1船全量取引)、②県内9つの産地卸売市場でJFLまねが自己買参権により競り落としイオンに販売、という2つの方法を組み合わせた直接取引により、関東・東海・西日本の200店舗で販売。

- ①商品の鮮度が高い、②対面販売で食べ方を提案、といった点が顧客に好評。



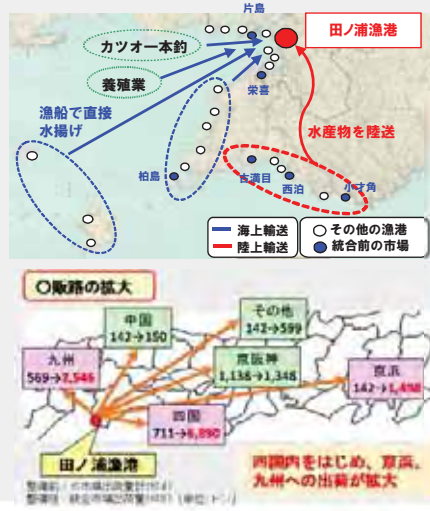
島根から届いた新鮮な魚を消費者にアピール



<事例②: 産地市場統合(高知県田ノ浦)>

高知県宿毛市及び大月町では、小規模市場が点在し、少量生産で価格形成力が乏しいなどの課題があった。このため、近隣6市場を田ノ浦漁港に集約し、衛生管理に対応した総合市場を開設。

この結果、取扱量の増大と品質の向上が図られ、販路拡大や魚価向上(サバの価格が2.36倍)を実現。



<事例③: ブランド化・直接販売(山形県漁協)>

漁獲量が増えたサワラを、漁協が築地の1件卸業者と直接取引をし、ブランド化戦略(「庄内おぼこサワラ」)を構築。サワラの浜値が飛躍的にアップ(400円/kg→2,400円/kg)。

漁業者自ら行う神経締めによる鮮度保持技術の導入・定着を図るため、漁協職員が技術を習得し、漁業者向けの研修・指導を行うとともに、漁協が自ら県や市町村と連携し、産直カーやアンテナショップを通じて内陸部への売り込みを実施。



↑船上活×神経抜き 庄内おぼこサワラ



←産直カー「海丸」

←内陸部での販売の様子

6

漁協の情報開示

- 漁協は、水産業協同組合法に基づき、決算関係書類を作成し、通常総会に付議。
- 決算関係書類はすべての組合員に提供するとともに、事務所に備え置き、組合員及び組合の債権者はいつでも閲覧可能。
- また、漁協には、部門別損益を明らかにした書類(部門別損益計算書)の作成、通常総会への提出を義務付け。
- 漁協は、毎事業年度、決算関係書類、部門別損益計算書等を含む業務報告書を行政庁に提出。
- 信用事業又は共済事業を行う漁協には、他業態金融機関と同様のディスクロージャーを義務付け。

【決算関係書類の備付け及び閲覧等】

- 漁協は、毎事業年度、決算関係書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表及び事業報告並びにこれらの附属明細書)を作成し、通常総会に付議しなければならない。
- 決算関係書類は通常総会の招集に際してすべての組合員に提供しなければならない。また、通常総会の日の2週間前の日から、主たる事務所にあっては5年間、従たる事務所にあっては3年間、備えて置かななければならない。
- 組合員及び組合の債権者は、決算関係書類の閲覧請求及び決算関係書類の謄本又は抄本の交付の請求ができる。

【部門別損益計算書の作成等】

- 漁協は、毎事業年度、事業の区分(信用、購買、販売、共済等)ごとの損益の状況を明らかにした書面(部門別損益計算書)を作成し、通常総会に提出しなければならない。

【行政庁に対する業務報告書の提出義務】

- 漁協は、毎事業年度、業務及び財産の状況を記載した業務報告書(事業概況書、決算関係書類、部門別損益計算書等)を作成し、決算に係る総会終了後2週間以内に行政庁へ提出しなければならない。

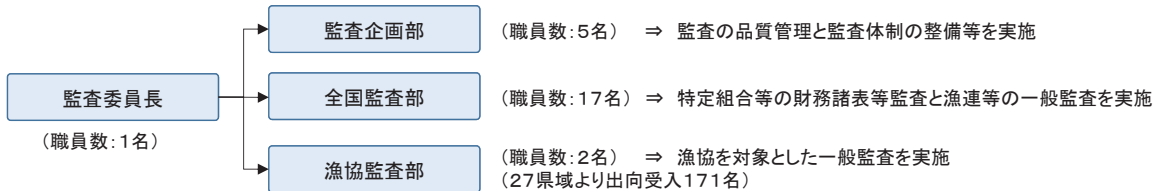
【ディスクロージャー】

- 信用事業又は共済事業を行う漁協は、毎事業年度終了後4ヶ月以内(共済事業のみの場合は5ヶ月以内)に業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

7

全漁連の監査

- 全漁連は販売事業、購買事業、指導事業等に加え、監査事業を実施している。
- 全漁連には監査組織としてJF全国監査機構が設置されており、水協法上義務付けられている特定組合に対する財務諸表等監査のほか、漁連及び漁協に対する任意監査（一般監査）を実施している。（JF全国監査機構に公認会計士を配置。）
- 漁協に対する一般監査では、コンプライアンス態勢や組合員資格審査等を含む漁協の内部統制の評価を実施し、指導事業と連携してフォローアップを行っている。
- なお、財務諸表監査については、他の金融機関では監査法人による監査を実施している。



※JF全国監査機構は平成20年に設立。設立当初は監査企画部と全国監査部の二部体制。その後、平成24年に漁協監査部を設置。
 ※職員25名のうち、公認会計士は8名(全国監査部7名、監査企画部1名)。うち監査法人からの出向者は全国監査部の3名)

●実施している監査の種類と内容等

監査種類	監査内容	監査対象先
財務諸表等監査	<ul style="list-style-type: none"> ・特定組合(信漁連及び貯金量200億円以上の漁協)等が作成した貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案(損失処理案)、注記表、事業報告、附属明細書の適法性及び適正性を確かめるため、水協法で義務付けられている法定監査 ・水協法に基づき、公認会計士が監査に参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・信漁連28 ・県一漁協5、単位漁協2(毎年実施)
一般監査	<ul style="list-style-type: none"> ・漁連等の組織、事業及び経営の合目的性等を検証する任意監査 ・貯金量200億円未満の漁協及び信用事業非実施漁協を対象に、組織の内部管理体制の検証とその改善に向けた取組を促す任意監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁連31 ・県一漁協6(3年で1巡) ・漁連の会員漁協851(5年で1巡)

※ 財務諸表等監査については、監査委員長及び公認会計士・弁護士・学識経験者等で構成された監査審査会を設置し、監査計画から結果まで監査基準等への準拠性について一貫した審査を実施。

8

漁業生産組合の概要

- 漁業生産組合は、漁業者による漁業生産の協業化のため、水産業協同組合法に基づき設立される漁業(定置、養殖等)を行う法人であり、自らの漁獲物の販売も実施。
- 漁業生産組合の組合員となれる者は漁民のみであり、その設立・維持に当たっては、組合員7人以上が必要。また、組合員の2/3以上は組合の営む漁業に常時従事する必要。
- 漁業者の減少等を背景に漁業生産組合は減少傾向にあり、平成27年には国家戦略特区における漁業生産組合の設立要件等を緩和(7人→3人)

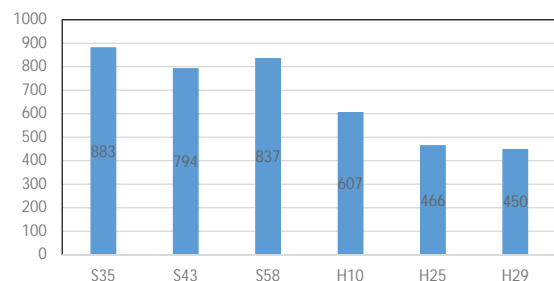
制度の概要

- 1 事業
 漁業及びこれに附帯する事業(水協法第78条)
 ※自らの漁獲物の販売も可能
- 2 組合員資格
 漁民であつて、定款で定める者(水協法第79条)
- 3 設立・維持要件
 組合員(にならうとする者)7人以上が必要(水協法第86条)
- 4 役員
 理事(員外不可)3人以上、監事(員外可)2人以上(水協法第86条)
- 5 設立・解散
 主たる事務所を管轄する都道府県知事の認可が必要(水協法第86条)
- 6 組合員の常時従事要件
 組合員の2/3以上は組合の営む事業に従事(水協法第80条)

国家戦略特区(平成27年)

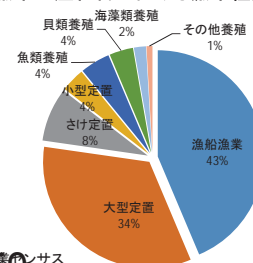
- 組合の設立・維持要件を緩和
 7人以上→3人以上
- 上記に併せ、理事・監事の定数要件も緩和: 理事1人以上
 監事1人以上

漁業生産組合の組合数の推移



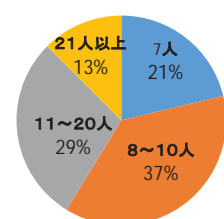
資料:水産業協同組合年次報告

漁業生産組合における漁業種別比率



資料:漁業センサス

漁業生産組合の組合員数の分布



資料:水産庁調べ

9

漁業調整委員会

10

海区漁業調整委員会の概要

- 海区漁業調整委員会は、漁業者や漁業従事者が主体となった漁業秩序をつくる観点から設置。
- 漁業権の免許等に係る答申や漁業調整のための漁業者等に対する指示などの法律に基づく権限を有する。また、委員の人数や選任方法など委員会の構成も法律に規定。

海区漁業調整委員会の設置

海区漁業調整委員会は、海面等について、大臣が定めた海区ごとに設置。

28都府県において1海区、漁業状態の異なる道県では数海区設置され、全国で64海区。

※「海面等」には、海面のほか、海面として指定された琵琶湖等の湖沼を含む。

海区漁業調整委員会の権限

海区漁業調整委員会は、漁業者と漁業従事者が主体となった漁場秩序をつくる観点から、以下の権限を有する。

(主な権限)

- 漁場計画の策定、漁業権の免許、TAC法^(※)に基づく都道府県基本計画の策定等について、知事の諮問機関として、調査審議し、意見をいう (※)海洋生物資源の保存及び管理に関する法律
- 漁業調整のために、関係者に対し、漁業の制限・禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限
その他必要な指示をする
- 入漁権の設定、変更、消滅についての裁定を行う
- 土地等の使用について、知事に意見を述べ、当事者間の協議が不調の時は裁定する

漁業調整委員会の構成

海区漁業調整委員会は、漁民委員、学識経験委員、公益代表委員の計15名から構成。

・漁民委員 : 9名 (海区内に住所を有する漁業者等による選挙により選任)

※前回選挙の実績: 有権者総数23.7万人、64海区のうち8海区で実施

・学識経験委員・公益代表委員 : 6名 (知事により選任)

※ 大臣が指定する海区の委員は10名(漁民委員6名、学識経験委員・公益代表委員4名)

11

(参考) 水産基本計画 (平成29年4月)

- 平成29年4月に決定した水産基本計画においては、漁業者の所得向上に向けた漁協の役割発揮、経営・事業基盤強化、人材育成、コンプライアンスの確保等が盛り込まれたところ。

(漁業者の所得向上に向けた浜プラン等における漁協の役割の発揮)

- ・ 漁業者の減少等が進む中、地域における資源管理等の取組や、漁業者が主体的に課題解決を図る浜プラン等の取組を進める上で、漁業者をサポートする漁協に期待される役割は大きい。
- ・ 漁協が今後とも漁業者の生産活動を支え、その期待に応えていけるようにするため、こうした浜プラン等の企画・策定、実行など全てのプロセスにおいて漁協による漁業者のサポートを推進する。

(漁協系統組織の経営・事業基盤強化)

- ・ 漁業経営体数の減少により、漁協の組合員も減少している中で、漁協系統組織がその役割を十全に発揮するために経営・事業基盤の強化が必要となっている。
- ・ 都道府県域ごとの実情に応じた広域での漁協合併、信用事業の健全性強化、繰越欠損金の解消など、漁協系統組織の経営・事業基盤強化の改革を促進する。

(漁協系統組織における人材育成及び女性・青年の活躍)

- ・ 漁業者の所得向上に向けて、販売事業の強化や浜プランの着実な実行等が漁協に求められており、多様な人材の登用・活用が必要となっている。
- ・ 漁協の役職員の人材育成に取り組む体制を強化するとともに、漁協の事業運営において女性・青年の活躍を促す。

(漁協系統組織におけるコンプライアンスの確保)

- ・ 漁協によるコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適切に国や地方公共団体が実施する。

12

(参考) 水産政策の改革の方向性

- 水産政策の改革については、水産基本計画を踏まえ、昨年12月に改定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「水産政策の改革の方向性」が位置付けられたところ。

水産政策の改革の方向性(平成29年12月)

漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備

- 漁協については、下記のように農協とは法制上もかなり異なっていることを踏まえつつ、水産政策の改革の方向性に合わせて必要な見直しを検討する。

【漁協の農協と異なる点】

- ・ 経済事業が中心。
- ・ 信用事業は多くの漁協において県段階の信漁連に譲渡済み。
- ・ 中央会という仕組みはない。
- ・ 信用事業を行う信漁連等の監査は、全漁連が実施。
- ・ 准組合員も漁業関係者のみ など

13